

「不幸な生命」を産まない、産ませないために



不妊・去勢手術を
受けましょう！



動物指導センターに持ち込まれ、処分される子犬・子猫は、年間約 3,000 頭です。持ち込み理由としては、飼い犬・猫の産んだ子供のもらい手が見つからない、子犬・子猫を捨てられた、などです。

さらに、捨て犬・捨て猫がのら犬・のら猫となって、様々な被害を及ぼしたり、繁殖(発情)時期に群がってケンカをしたり、夜鳴きするなどの騒々しさも近所の迷惑になっています。

不妊・去勢手術を受けることも、飼い主の責任です。

●不妊・去勢手術の効果を知っていますか？

メスの場合	オスの場合
① 発情がなくなる	① 子供を産ませなくなる
② オスが集まってこない	② 無駄吠え・遠吠え防止(犬)
③ 子供が産まれない	③ 異様な声で鳴かなくなる(猫)
④ 危険性がなくなる(犬)	④ 縄張りを争ってケンカしなくなる
⑤ 生殖器系の病気予防	⑤ 室内にオシッコをかけて回らなくなる(猫)
	⑥ 生殖器系の病気予防

手術の時期はいつ頃が良いのでしょうか？

生後**6**ヶ月位を目安に考えましょう。
詳しくは、最寄の動物病院にご相談下さい。

動物の遺棄は犯罪です

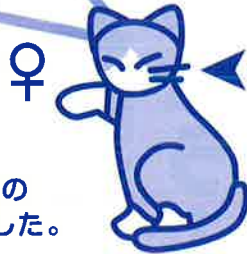
◎動物の愛護及び管理に関する法律
第37条:犬・猫の繁殖制限は、飼い主の責任です。 第44条:犬・猫を虐待した人、捨てた人は、罰金(100万円以下)に処せられます。

一人と動物が共生する地域社会の実現をめざして

一匹のメス猫が数えきれないほどに!

子猫の約半分は、メスです。
一年で79匹が増えてしまいます。

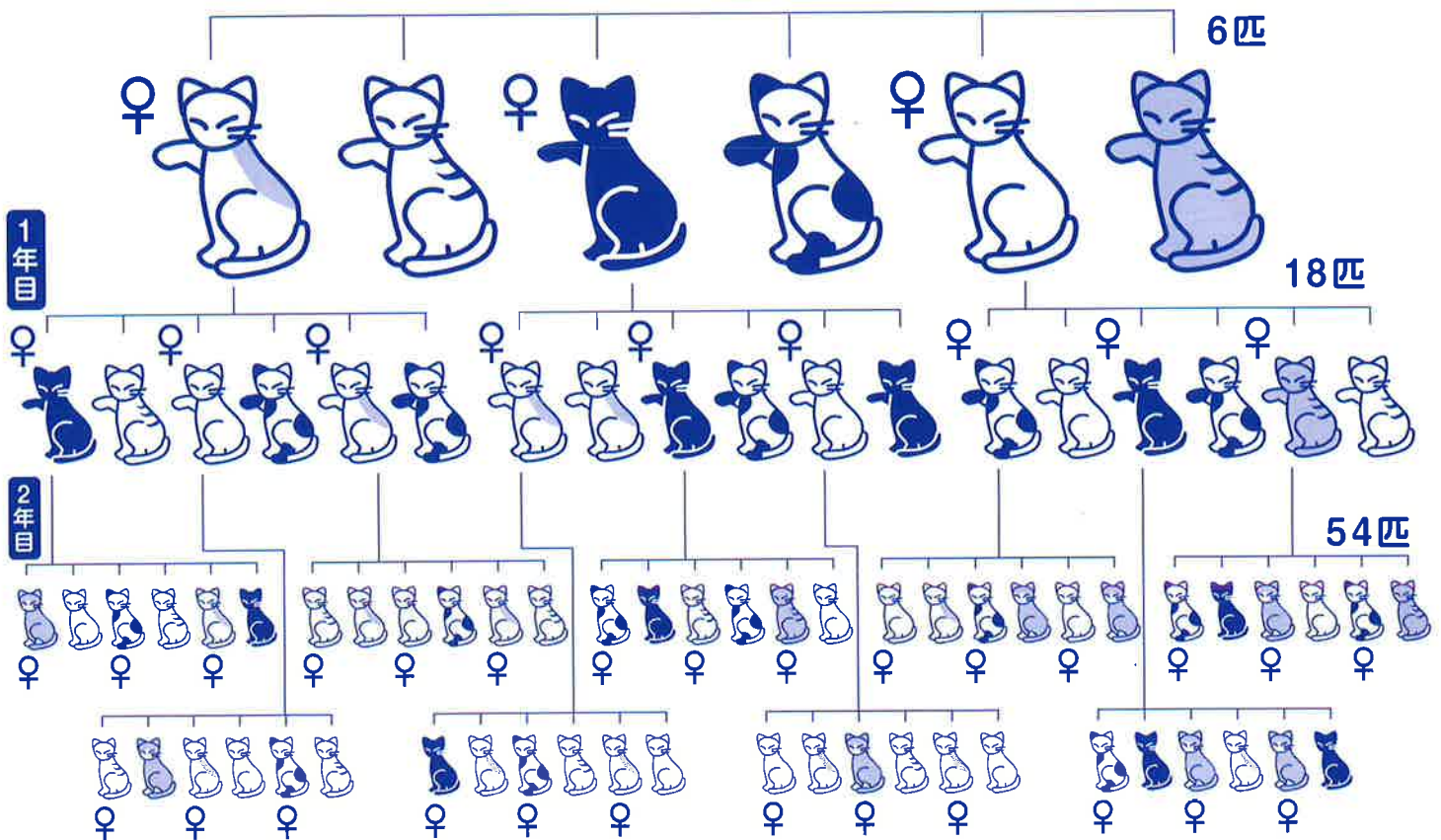
こんなに多くの
猫を幸せに
できますか?



初めての妊娠は
生後7カ月頃から

メス猫は妊娠し、まもなく6匹の
かわいい赤ちゃんが生まれました。

そこまでは、よかったのですが...



ご存知ですか?

猫は年3回ずつ子猫を産み続けます。
しかも交尾すると、ほぼ100%妊娠します。

あなたの飼い犬は快適に暮らしていますか？

動物指導センターによく寄せられる相談例

ダメな例



良い例



適切な飼養管理



適切な給餌及び給水を行いましょう

- ▶自由に水を飲めるようにしましょう
- ▶餌や水を入れる容器は清潔にしましょう
- ▶餌は少なすぎても多すぎても健康によくありません

天候や暑さ寒さの対策をしましょう

- ▶犬小屋等で雨風をしのげるようにしましょう
- ▶夏は日陰で風通しの良いところにけい留しましょう

清潔な環境を整えましょう

- ▶糞はこまめに取り除きましょう
- ▶病気や被毛等の汚れの原因になります

散歩等で運動をさせましょう

- ▶ストレス解消はムダ吠えの予防にもなります

糞は必ず飼い主が持ち帰りましょう

病気等のおそれがある場合は獣医師の診察を受けましょう

飼い主 の責務

- 犬の登録と狂犬病予防注射の毎年1回接種
- 鑑札及び注射済票の首輪等への装着
- 犬を必ずけい留する（放し飼い禁止）
- 特定犬はおりの中で飼養する
- 犬が人を咬んだ場合に届出、犬を獣医師に検診させる

飼い 犬・猫が

行方不明 になったら...



動物指導センター
にすぐ連絡を!

TEL: 0296-72-1200

受付時間 平日 8:30~17:15

いっそう
逸走届(いなくなった)と保護届
(保護している)の受付を行って
います。警察署や市町村にも
連絡しましょう!

※保護した人が警察署や市町村に届出することもあります。

インターネットで 確認できます。

※インターネットの検索サイトで
「茨城県動物指導センター」
と入力うえ「犬猫の収容および保護情
報等」の欄をご確認下さい。

- 更新は受付・保護した日の夕方です。
- 土日・祝日の更新は行っていません。

飼い主の義務

- 犬**
- ・犬の登録(生涯1回)
 - ・鑑札を着ける
 - ・狂犬病予防注射の実施(毎年1回)
 - ・狂犬病予防注射済票を着ける
 - ・犬をつないで飼う

- 猫**
- ・屋内飼いに努める

センターからの メッセージ

所有者を明確にするため、飼い犬猫
には**首輪**に**迷子札**をつけたり、
マイクロチップを入れましょう。

センターで収容(保護)した犬猫は、
所定の収容期間を過ぎると処分となり
ます。

「いつか戻ってくるだろう」と安易に
考えている間に、処分されてしまうか
もしれません。行方不明になったら、す
ぐに届出をして下さい。

茨城県動物指導センター 笠間市日沢47

茨城県動物指導センターでは、行方不明の犬猫を
捜している飼い主さんや、迷い込んできた犬猫を保
護している人からの届出を受け、ホームページで
情報提供を行っています。

飼い犬・飼い猫からのお願い



私たちが迷子にならないために
迷子札を付けてください。

飼い主のもとに戻るためには迷子札は必要です。
着票することは、飼い主のマナーです。

犬や猫は、こんな場合に逃走します。

- 発情により興奮して
- 雷の音に驚いて
- 花火があがっているとき
- 台風のときの風や雨の音で
- 玄関を開けた瞬間に



迷子札(所有の表示)には、こんなものがあります。

1

鑑札と狂犬病予防注射済票(犬の場合)

犬の所有者は、鑑札と注射済票を犬に付けておかなければなりません。

(付け方)



2

名札

飼い主の連絡先(住所・氏名・電話)を記入したものを首輪に付けてください。



3

マイクロチップ(登録機関への手続きが必要です)

獣医師が、犬・猫の頸部にチップを埋め込みます。チップのデータを専用のリーダーで読み取り、データベースに照会すると飼い主が判明します。



迷い犬・迷い猫の問合せ先(保護・迷子ダイヤル)

受付時間
8:30~17:15
(平日のみ)

茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200

〒309-1606 茨城県笠間市日沢 47 FAX 0296-72-2271

茨城県 動物

検索